

**令和7年度
第 27 回
定 期 総 会
議 案 書**

日時 令和7年5月24日（土）
場所 富山市大久保ふれあいセンター
多目的ホール

議題

1. 第1号議案 令和6年度事業報告について
2. 第2号議案 令和6年度決算報告について
3. 会計監査報告
4. 第3号議案 令和7年度事業計画について
5. 第4号議案 令和7年度収支予算について
6. 役員改選について
7. その他報告など

富山県身体障害者相談員連絡協議会

富山県身体障害者福祉協会
富山県視覚障害者協会
富山県聴覚障害者協会

第1号議案

令和6年度 事業報告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

日程	事業内容	開催場所
令和6年 4月4日(木)～ 5日(金)	福祉セミナー(福祉協会 主催) 研修会「認知症になったらどうなるの」 「高齢者消費者トラブルとその対処法」	ゆーとりあ越中 (57名)
5月	県共同募金交付式(中止)	県総合福祉会館
6月8日(土)	令和5年度 理事会開催(午前) 定期総会開催(午後)	富山市大久保ふれあいセンター
7月11日(木) ～12日(金)	富山県障害者相談員活動強化研修会 (障害者社会参加推進センター 主催) 三障害(身体・知的・精神)の相談員 講演「防災対策」について 講演「終活とエンディングノート」について	ゆーとりあ越中 (91名)
11月11日(月) ～12日(火)	日身連中部ブロック身体障害者相談員研修会 (日身連、(一社)富山県身体障害者福祉連合会 主催)	福井県 ホテルフジタ福井 (17名)
11月15日(金)	県東部地区相談員研修会 (福祉協会 相談員活動推進員 主催) 研修会「障害を理由とする差別に関する相談対応 のための研修会」(応用編)について	富山市大久保ふれあい センター (27名)
11月21日(木)	県西部地区相談員研修会 (福祉協会 相談員活動推進員 主催) 研修会「障害を理由とする差別に関する相談対応 のための研修会」(応用編)について	南砺市井波総合文化 センター (51名)
令和7年 3月18日(火) ～19日(水)	富山県身体障害者相談員研修会 講演「障害者施策等」について 講演「防災対策」について 映画上映 「沈黙の50年」 (優生保護法問題に関わる映画)	ゆーとりあ越中 (63名)
3月	会報34号発行	

令和6年度 収支決算報告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入

(単位 円)

費目	予算額	決算額	増減	摘要
1 会 費	346,000	326,000	△ 20,000	@2,000円×163名
2 事業収入	800,000	828,300	28,300	研修会参加費など
3 助成金	70,000	70,000	0	共同募金補助金
4 預金利息	5	220	215	普通預金利息
5 雑収入	0	100,000	100,000	震災支援金(日身連より)
6 前年度繰越金	269,262	269,262	0	前年度繰越金
合計	1,485,267	1,593,782	108,515	

支出

(単位 円)

費目	予算額	決算額	増減	摘要
1 総会費	80,000	106,432	26,432	点字資料代 32,000 参加者お茶・粗品代 他 26,135 理事会昼食代他 32,297 職員旅費 16,000
2 会議費	30,000	3,240	△ 26,760	会館使用料
3 事業費	1,000,000	1,055,882	55,882	中部ブロック研修会 463,206 相談員全体会員研修会 530,243 呉東、呉西地区研修会 62,433 (共同募金助成事業)
4 通信費	60,000	89,310	29,310	事業案内・会報等郵送費
5 消耗品費	25,000	0	△ 25,000	領収証・封筒代
6 諸 費	60,000	60,605	605	福祉協会事務手数料 50,000 日身連相談員連絡協議会会費 10,605
7 慶弔費	5,000	0	△ 5,000	
8 予備費	225,267	0	△ 225,267	
9 次年度繰越金		278,313	278,313	北陸銀行普通預金
合計	1,485,267	1,593,782	108,515	

会 計 監 査 報 告 書

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）会計収支決算書の
監査を行った結果を報告いたします。

去る令和7年5月9日に金銭出納簿類を詳細に監査したところ、適正に行われて
いたことを 報告いたします。

令和7年5月9日

富山県身体障害者相談員連絡協議会

監事

高 島 豊



監事

中橋道純



第3号議案

令和7年度 事業計画（案）

（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

日程	事業内容	開催場所
令和7年4月10日（木）～11日（金）	生活情報交流会（福祉協会 主催） 講演「消費生活口座」について 体操「健康づくり」 体験「富岩水上ライン運河クルーズ」	ゆーとりあ越中
5月20日（火）	県共同募金交付式	パレプラン高志会館
5月24日（土）	令和7年度 理事会開催（午前） 定期総会開催（午後）	富山市大久保ふれあいセンター
7月10日（木）～11日（金）	富山県障害者相談員活動強化研修会 （障害者社会参加推進センター 主催） 三障害（身体・知的・精神）の相談員	ゆーとりあ越中
11月5日（水）～6日（木）	日身連中部ブロック身体障害者相談員研修会 （日身連、愛知県身体障害者福祉協会 主催）	愛知県
11月	県東部地区相談員研修会 （福祉協会 相談員活動推進員 主催）	場所 未定
11月	県西部地区相談員研修会 （福祉協会 相談員活動推進員 主催）	場所 未定
令和8年3月	富山県身体障害者相談員研修会 （県身体障害者相談員連絡協議会 主催）	場所 未定
3月	会報35号発行	

令和7年度 収支予算(案)

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

収入

(単位 円)

費 目	令和 6年度予算額	令和 7年度予算額	増 減	摘 要
1 会 費	346,000	318,000	△ 28,000	@2,000×159名
2 事業収入	800,000	800,000	0	研修会参加費など
3 助成金	70,000	70,000	0	共同募金交付金
4 預金利息	5	200	195	普通預金利息
5 雑収入	0	50,000	50,000	震災支援金(日身連より)
6 繰越金	269,262	278,313	9,051	前年度繰越金
合計	1,485,267	1,516,513	31,246	

支出

(単位 円)

費目	令和 6年度予算額	令和 7年度予算額	増 減	摘 要
1 総会費	80,000	80,000	0	資料その他
2 会議費	30,000	30,000	0	会館使用料
3 事業費	1,000,000	1,000,000	0	(研修会費用) 中部ブロック研修会参加補助 県東部西部地区研修会 全体研修会など
4 通信費	60,000	60,000	0	事業案内・会報等郵送費
5 消耗品費	25,000	25,000	0	領収証・封筒代他
6 諸 費	60,000	60,000	0	事務局運営費(50,000) 全国身体障害者相談員連絡協議会 負担金(10,000)
7 慶弔費	5,000	5,000	0	
8 予備費	225,267	256,513	31,246	
合計	1,485,267	1,516,513	31,246	

富山県身体障害者相談員連絡協議会会則

第1条〔目的〕

この会は、相談員相互の連携調整を図り関係機関と連携し、援護思想の啓発普及に努めるとともに専門的知識の研修を行い、相談員活動の充実強化を図るとともに身体障害者福祉向上に資することを目的とする。

第2条〔名称・事務所〕

この会は、富山県身体障害者相談員連絡協議会と称する。

2 この会の事務所は、富山市安住町5-21一般社団法人富山県身体障害者福祉協会事務局内に置く。

第3条〔組織〕

この会は、富山県内の全ての身体障害者相談員を会員として組織する。

第4条〔事業〕

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 相談員相互の連絡調整及び啓発活動の強化。
- (2) 研修会の開催により、専門的知識の向上と相談員活動の充実強化。
- (3) 身体障害者団体の福祉活動協力の推進強化。
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事業の強化。

第5条〔役員〕

この会の役員は、次の方法で選任し総会において同意を得るものとする。

- (1) 理事は、県内各市町村に1名以上宛を選出し、合計28名以内にて理事会を構成する。
- (2) 会長1名、副会長2名、事務局長1名は、理事の互選により選出する。
- (3) 監事は、2名とし理事会において会員の中から選出する。ただし、外部監事を1名置くことができる。
- (4) この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

第6条〔役員の職務〕

この会の役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会の庶務・経理を担当し常に会務を補佐する。
- (4) 理事は、理事会を組織しこの会の業務を執行する。

(5) 監事は、この会の業務執行状況及び会計事務を監査する。

第7条〔役員の任期〕

この会の、役員の任期は2ケ年として再任を妨げない。

- 2 役員の、任期中途において欠員の出た場合は速やかに補欠の役員を選出し、その任期は前任役員の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任役員が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第8条〔会議〕

この会の、会議は総会・理事会・執行部会とする。

- 2 総会は、会長が招集しその議長には会長が当たる。

総会は、毎年一回、会計年度終了後90日以内に開催するものとする。

総会は、事業の報告及び会計の収支報告または事業の計画及び会計の収支予算を、また、会則の改廃に関する件、その他会長が付議した事項の審議を行う。

- 3 理事会は、会長が招集しその議長にあたる。

理事会は、この会の業務執行に関する件、総会に付議すべき件、その他業務執行上必要な事項の審議を行う。

会議の議事は出席者の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長が決める。

- 4 執行部会は、前期会議の他に会務執行に必要な事項について随時開催し審議する。

第9条〔会計〕

この会の、会計は、会員会費・補助金・寄付金・その他の収入を以ってあてる。

- 2 この会の、会計は、理事会の議決を得て事務局長が管理し、事務局長はこの会の庶務・会計を処理する。
- 3 この会の、会員会費等については別に定める。
- 4 この会の、会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10条〔付則〕

この会の創立当初の役員は、前項第7条の規定に関わらず平成12年3月31日までとする。

- 2 この会則は、平成11年12月21日より施行する。
- 3 この会則の、一部を改正し平成21年6月6日より施行する。
- 4 この会則の、一部を改正し平成30年6月26日より施行する。
- 5 この会則の、一部を改正し令和3年6月1日より施行する。